ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

（利用料金の支払義務）

第38条　ＩＰ通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、ＩＰ通信網契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する利用料金（第５項及び第６項に規定するものを除きます。以下、第４項まで同じとします。）の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２
～　（略）
６
（注）（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～（略） ⒂	（略）
⒃ 屋内配線利用料の適用	（略）
⒄　削除	削除
⒅ ～　（略） （22）	（略）

新

（利用料金の支払義務）

第38条　ＩＰ通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がＩＰ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日）から起算して、ＩＰ通信網契約の解除があった日（付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する利用料金（第５項及び第６項に規定するものを除きます。以下、第４項まで同じとします。）の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信及び端末設備に関する利用料金について、料金表第１表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

２
～　（略）
６
（注）（略）

第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　ＩＰ通信網サービスに関する利用料金

第１　臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～（略） ⒂	（略）
⒃ 屋内配線利用料の適用	（略）
⒄　メッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置に係る機器利用料の適用	メッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置に係る機器利用料については、第38条（利用料金の支払義務）第１項及び第２項第４号１欄の規定にかかわらず、ＩＰ通信網契約者から端末設備の提供の請求（その端末設備を接続する契約者回線に関する工事と同時に設置する場合を除きます。）があった日の翌日から起算して７日後をその端末設備の提供を開始した日とみなして利用料金を適用します。 ただし、ＩＰ通信網契約者からの通知により、その提供を開始した日とみなした日までに端末設備の利用ができない場合であって、その理由が当社の責めに帰すべきものであったときは、当社が端末設備の提供を開始した日から利用料金を適用します。
⒅ ～　（略） （22）	（略）

新旧対照

旧

２　料金額

２－１
～　（略）
２－４
２－５　メニュー５に関する利用料金
２－５－１　利用料　（略）
２－５－２　加算額
⑴
～（略）
⑷
⑸　端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分				料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話ルータ）			（略）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話アダプタ）			（略）
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅰ型	基本装置	（略）
			増設装置	（略）
		Ⅱ型	基本装置	（略）
			増設装置	（略）
	無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ内蔵ホームゲートウェイ）			（略）
	ＶＰＮ対応ルータ装置	エントリータイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの）		（略）
		スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの）		（略）

新

２　料金額

２－１
～　（略）
２－４
２－５　メニュー５に関する利用料金
２－５－１　利用料　（略）
２－５－２　加算額
⑴
～（略）
⑷
⑸　端末設備に係るもの
当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料　　１装置ごとに月額

区分				料金額
回線接続装置	ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話ルータ）			（略）
	簡易ルータ機能付ＩＰ電話対応装置（ＩＰ電話アダプタ）			（略）
	無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	Ⅰ型	基本装置	（略）
			増設装置	（略）
		Ⅱ型	基本装置	（略）
			増設装置	（略）
	無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮ内蔵ホームゲートウェイ）			（略）
	メッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置（無線ＬＡＮルータ）	基本装置		450円（税込価格 495円）
		増設装置		350円（税込価格 385円）
	ＶＰＮ対応ルータ装置	エントリータイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの）		（略）
		スタンダードタイプ（接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの）		（略）

新旧対照

旧	新
備考 １　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。 ２　（略） ３　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するＩＰ通信網契約者に限り増設装置又は付加装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。 ４　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置又は無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。 ４の２ ～　（略） ５ ６　削除 ７　当社は、ＶＰＮ対応ルータ装置については、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る契約者回線に限り提供します。	備考 １　ルータ機能付ＩＰ電話対応装置、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置又はメッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。 ２　（略） ３　当社は、無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置及びメッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するＩＰ通信網契約者に限り増設装置（当社が別に定める数までとします。）を提供します。 ４　無線ＬＡＮ対応型ルータ機能付回線接続装置、無線ＬＡＮ内蔵ルータ機能付回線接続装置又はメッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとします。）により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。 ４の２ ～　（略） ５ ６　当社は、メッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置については、メニュー５の１Gb/sのもの及び10Gb/sのものに係るＩＰ通信網契約者に限り提供することとし、１の契約者回線につき１のメッシュＷｉ－Ｆｉ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。 ７　当社は、ＶＰＮ対応ルータ装置については、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－１型のものに係る契約者回線に限り提供します。
	附　則（令和７年８月４日東経営第000200000653号） この改正規定は、令和７年８月５日から実施します。